

第8次犬山市高齢者福祉計画
第7次犬山市介護保険事業計画
(案)

(平成30年度～平成32年度)

～いきいき あんしん 健康長寿のまち 犬山～

平成30年3月

犬 山 市

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と目的

我が国では少子高齢化が急速に進行しており、介護が必要な高齢者が増える一方で、現役世代の人口が減少しています。本市においても平成29年（2017年）9月末現在、高齢化率は28.4%に達し、今後も上昇が見込まれています。団塊の世代が高齢期を迎えており、独居高齢者または高齢者のみ世帯も増えています。

こうした中、第一には市民が健やかな長寿を過ごせるよう、健康づくりや介護予防を推進することが重要です。そのため高齢者が、子どもや障害者など全ての人々とともに暮らし、生きがいをつくり、高め合うことができる「地域共生社会」を目指して、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる体制を整備します。また、病気や障害を持つ人も、心身の状態に合わせ、それぞれの人が、より健やかに暮らせるよう体制を整備します。

「第7次犬山市高齢者福祉計画・第6次犬山市介護保険事業計画」（以下、「前計画」）では、「健康で生きがいのある長寿社会をめざして」高齢者の社会参加を促し、生きがいづくりの推進、健康づくりと介護予防の推進、介護保険制度の円滑な運営、地域で支える包括的なケアの推進の3つの基本目標を定め、高齢者福祉施策を総合的に進めてきました。「第8次犬山市高齢者福祉計画」「第7次犬山市介護保険事業計画」（以下、「本計画」）では、前計画で定めた地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、さらなる「地域包括ケアシステム」の構築を進めるとともに、平成37年（2025年）までの中長期的な視野に立ちながら、介護保険事業及び高齢者福祉施策の基本的考え方やめざすべき取り組み等の見直しを行います。

＜介護保険制度の改正の概要＞

平成30年に施行される介護保険法改正は、高齢者の自立支援と要介護状態が重度化をできるだけ防ぎながら、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするものとなっています。改正における主なポイントは以下です。

I 地域包括ケアシステムの 深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
- 2 医療・介護の連携の推進等
 - ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設（介護医療院）
 - ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

II 介護保険制度の持続可能性の確保

- 1 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とすること
- 2 介護納付金への総報酬割の導入

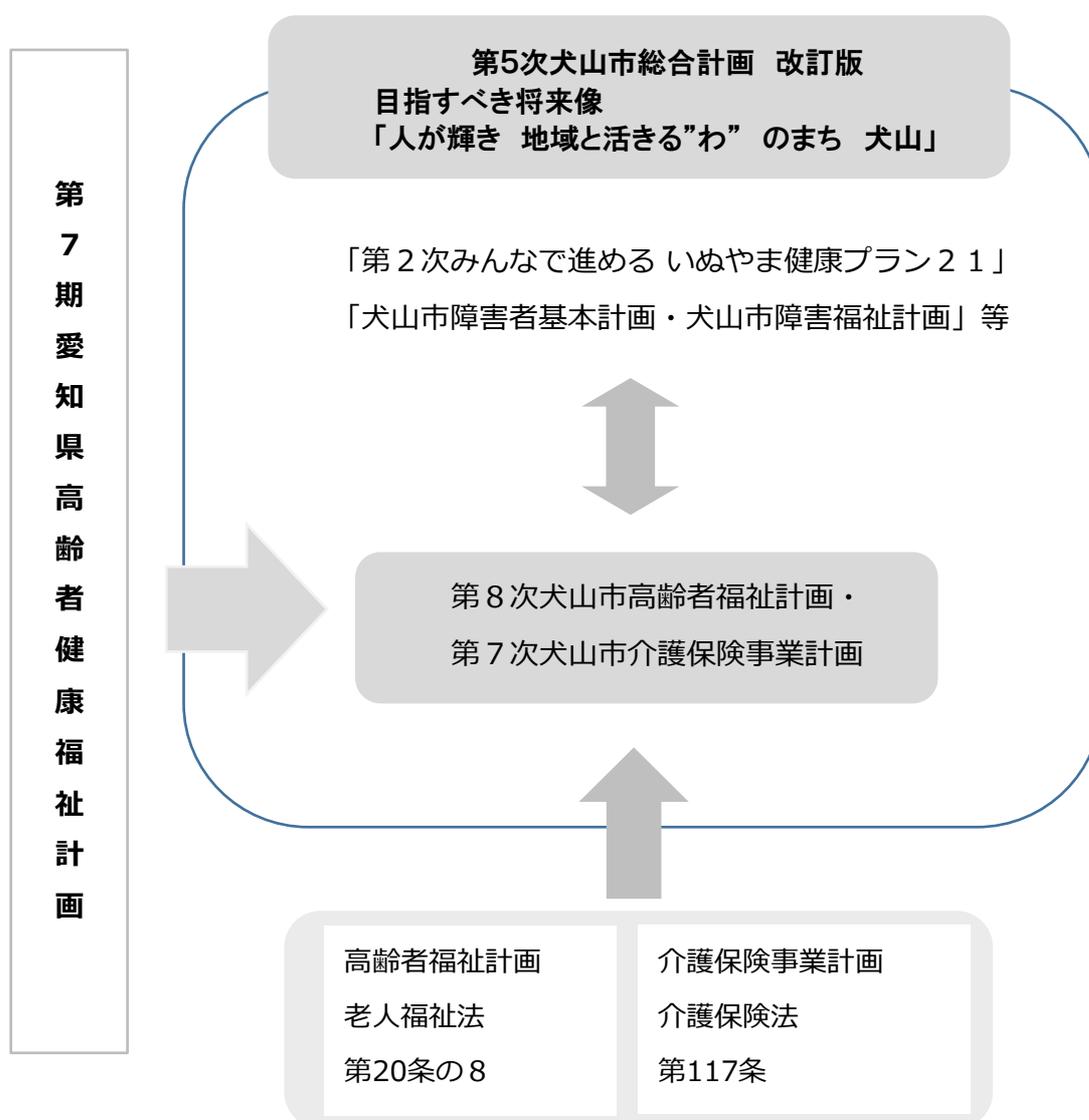
2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。また、本計画は「地域包括ケア計画」として位置づけ、在宅医療・介護連携等を進めていくものです。

3 他計画との関係

本計画は、上位計画である「第5次犬山市総合計画 改訂版」を基本に、「第2次みんなで進める いぬやま健康プラン21」「第3次犬山市障害者基本計画」「第5期犬山市障害福祉計画」などと調整を図り策定しました。また、愛知県の「第7期愛知県高齢者健康福祉計画」とも調整を図りました。

図 計画の位置づけと各種計画との関係



4 計画の期間と点検・評価

(1) 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間です。

本計画以後の計画は、平成37年（2025年）に向け、地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組みを本格化していくものとなります。

そのため、平成37年（2025年）までの中長期的なサービス・給付・保険料水準も掲載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

図 計画のスケジュール



(2) 計画の点検・評価、改善

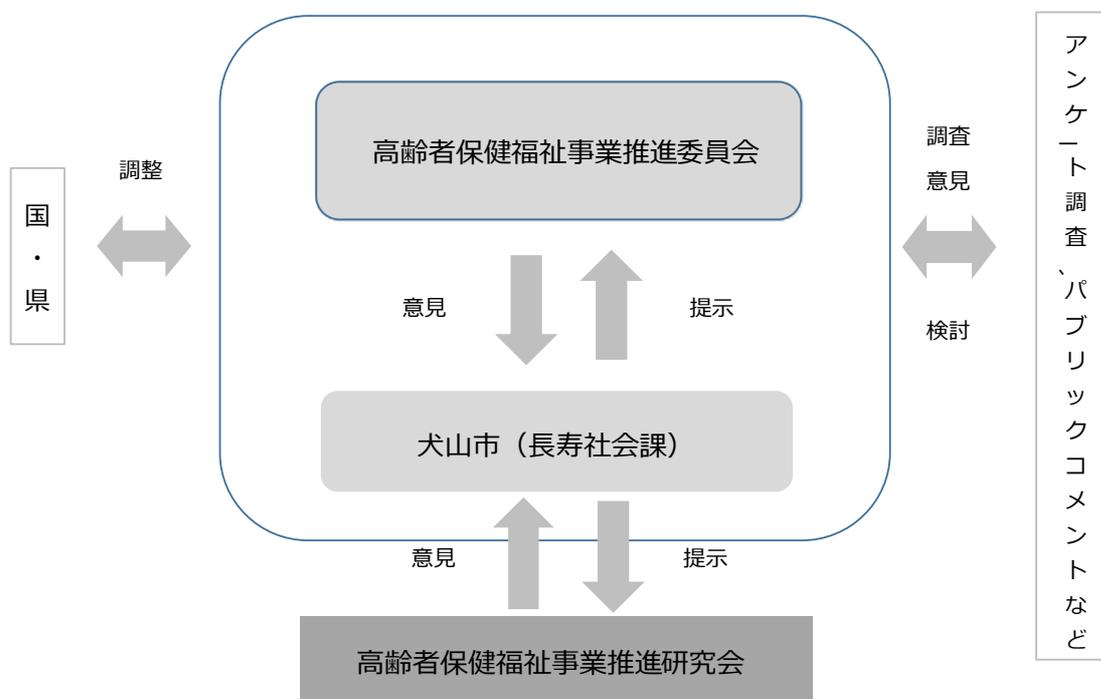
高齢者福祉事業の実施状況や介護保険事業の運営状況の定期的な把握に努めるとともに、「犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会」による外部からのチェックも含め、1年毎に計画全体の点検・評価を行い、計画期間中においてもPDCA（Plan 計画、Do 実行、Check チェック、Action 改善）を用いて、計画を推進します。

5 計画の策定体制

(1) 委員会及び研究会の設置

本計画の策定にあたっては、行政機関内部だけでなく学識経験者や医療・福祉関係者、住民代表等による「高齢者保健福祉事業推進委員会」を設置し、計画の協議、検討を行いました。また庁内体制としては、長寿社会課が中心となり、福祉、医療、国民健康保険、社会教育、都市計画等様々な関係部門担当者による「高齢者保健福祉事業推進研究会」を設置し、計画の協議、検討を行いました。

図 本計画の策定体制



(2) 基礎調査の実施

本計画の策定にあたっては、人口動向、世帯構成等の犬山市の特性や各種福祉サービスの実績、介護保険事業実績等の現況調査、分析を行うとともに、市民の意識とニーズを把握するため、アンケート調査を実施し基礎資料としました。

【基礎調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、平成30年度から平成32年度の高齢者福祉計画及び犬山市介護保険事業計画を策定するための基礎資料として、一般の高齢者及び介護保険の要介護（要支援）認定者の日常生活及び社会生活の実態並びに介護・福祉サービス等に対する意向について把握するために実施しました。

2 調査対象

一般高齢者 : 平成28年11月1日現在、65歳以上の方

在宅サービス利用者 : 要支援認定及び要介護認定受給者で、平成28年9月に在宅介護保険サービスを利用された方

3 調査期間 : 平成28年12月1日～平成28年12月16日

4 調査方法 : 郵送による配布・回収

5 回収状況

調査対象者	調査対象者数	配布数	有効回収数	有効回収率 (%)
一般高齢者	2,000 人	2,000 通	1,661 通	83%
在宅サービス利用者	500 人	500 通	306 通	61%
計	2,500 人	2,500 通	1,967 通	79%

6 回答記入者

単位：上段 件、下段 %

調査対象者	全体	本人	家族	その他	無回答
一般高齢者	1,661 件	1,604 件	35 件	5 件	17 件
	100.0%	96.6%	2.1%	0.3%	1.0%
在宅サービス利用者	306 件	130 件	163 件	3 件	10 件
	100.0%	42.5%	53.3%	1.0%	3.3%
計	1,967 件	1,734 件	198 件	8 件	27 件
	100.0%	88.2%	10.0%	0.4%	1.4%

(3) パブリックコメント

下記の要領でパブリックコメントを実施しました。

趣旨…第8次犬山市高齢者福祉計画及び第7次犬山市介護保険事業計画（案）に関する意見を聞き、計画に反映するため。

	内 容
期 間	平成29年11月16日～平成29年12月15日
募集内容	「第8次犬山市高齢者福祉計画及び第7次犬山市介護保険事業計画（案）」を公開し、市民からの意見を募集
公開方法	長寿社会課（市役所1階）、各出張所、市ホームページ
意見募集方法	Eメール、FAX、郵送、長寿社会課窓口へ直接
提出された意見	

第2章 高齢者の現状と将来推計

1 人口及び要介護認定状況

(1) 総人口および高齢者人口の推移

本市の総人口は、平成29年9月末現在74,495人で、高齢者人口（65歳以上人口）は28.4%となっています。総人口は平成26年と比べて364人減っており、年少人口（0～14歳）は654人、生産年齢人口（15～64歳）は940人、前期高齢者（65～74歳）は305人減少しているのに対し、75歳以上の後期高齢者人口のみ1,553人増加しています。高齢化率は、平成29年では平成26年と比較すると1.8ポイント増加し28.4%となっています。平成28年の全国平均の高齢化率27.3%と比較すると、本市の高齢化率はやや高くなっています。

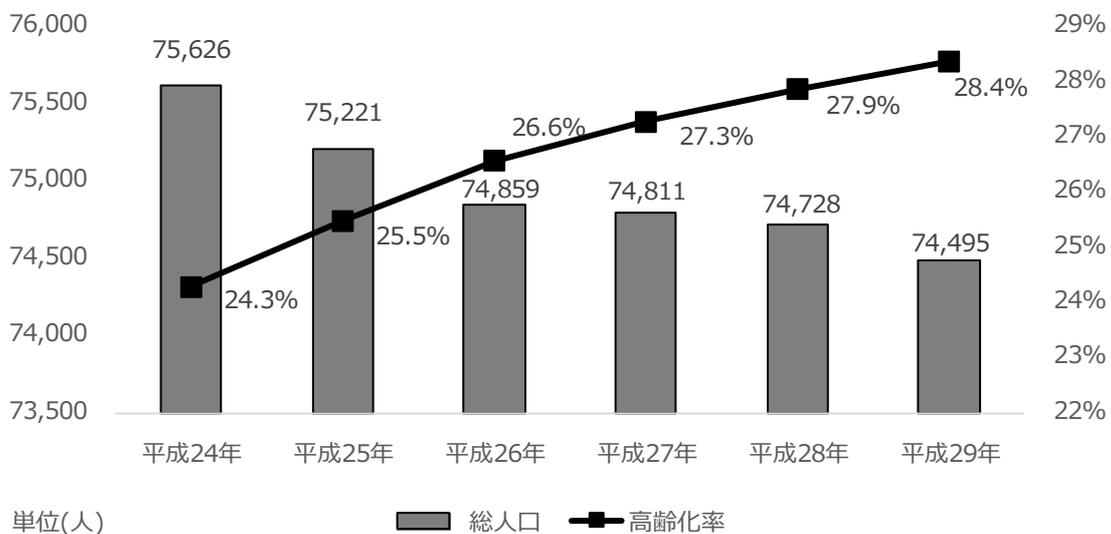
表 人口指標年次推移

単位：人

年齢階層	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	75,626	75,221	74,859	74,811	74,728	74,495
0～14歳（年少人口）	10,767	10,592	10,265	10,029	9,784	9,611
15～64歳（生産年齢人口）	46,456	45,419	44,701	44,363	44,095	43,761
65～74歳（前期高齢者人口）	10,445	10,917	11,334	11,394	11,288	11,029
75歳以上（後期高齢者人口）	7,958	8,293	8,559	9,025	9,561	10,094
65歳以上高齢者人口（再掲）	18,403	19,210	19,893	20,419	20,849	21,123
高齢化率	24.3%	25.5%	26.6%	27.3%	27.9%	28.4%

資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

図 犬山市の総人口と高齢化率



(2) 高齢者の世帯の状況

本市の世帯数は、平成27年において28,269世帯と、昭和60年と比較すると約1.5倍増加しています。このうち、65歳以上の高齢者を含む世帯数については特に増加しており、平成27年度で12,777世帯と、約2.8倍の増加となっています。また、高齢者のみ世帯（ひとり暮らし高齢者又は高齢者夫婦世帯）は全世帯の21.9%を占め、ひとりひとり暮らし高齢者世帯は全体の8.9%に上っています。

表 世帯の状況

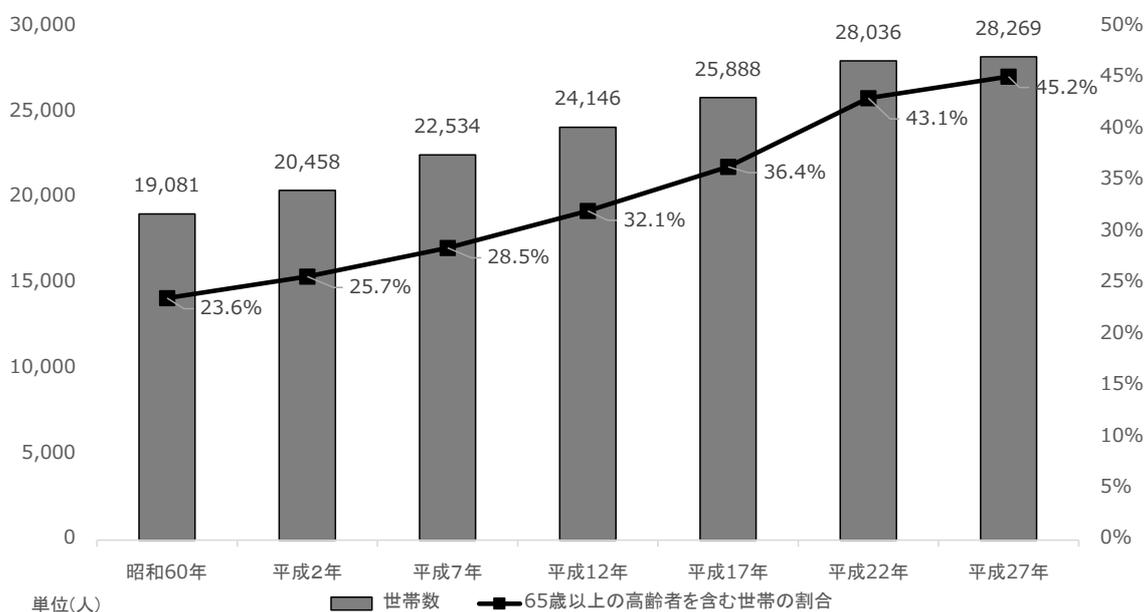
単位：人

世帯等区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
市全体の世帯数	19,081	20,458	22,534	24,146	25,888	28,036	28,269
65歳以上の高齢者を含む世帯数	4,507 (23.6%)	5,249 (25.7%)	6,422 (28.5%)	7,752 (32.1%)	9,434 (36.4%)	12,095 (43.1%)	12,777 (45.2%)
ひとり暮らし高齢者世帯数 ①	295 (1.5%)	426 (2.1%)	637 (2.8%)	947 (3.9%)	1,347 (5.2%)	1,712 (6.1%)	2,529 (8.9%)
高齢者夫婦世帯数 ②	309 (1.6%)	503 (2.5%)	1,263 (5.6%)	1,388 (5.7%)	1,985 (7.7%)	2,899 (10.3%)	3,652 (12.9%)
ひとり暮らし高齢者又は高齢者夫婦世帯数 ①+②	604 (3.2%)	929 (4.5%)	1,900 (8.4%)	2,335 (9.7%)	3,332 (12.9%)	4,611 (16.4%)	6,181 (21.9%)
同居世帯数	3,903 (20.5%)	4,320 (21.1%)	4,522 (20.1%)	5,417 (22.4%)	6,102 (23.6%)	7,484 (26.7%)	6,596 (23.3%)
1世帯あたり世帯員(人)	3.6	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6	2.6

下段()は、市全体の世帯数に占める割合

資料：国勢調査、庁内資料

図 世帯の推移と割合



(3) 認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、平成29年には3,039人と平成24年からの6年で455人増加し、1.2倍となっています。ただし、平成27年以降をみると、2年で28人と若干の増加に留まっています。

要支援・要介護度別にみると、要支援2、要介護2、要介護4が特に増加しており、それぞれ1.3倍、1.4倍、1.3倍となっています。

認定率をみると、平成29年では14.4%となっており、平成24年と比較すると0.4ポイント増加しています。

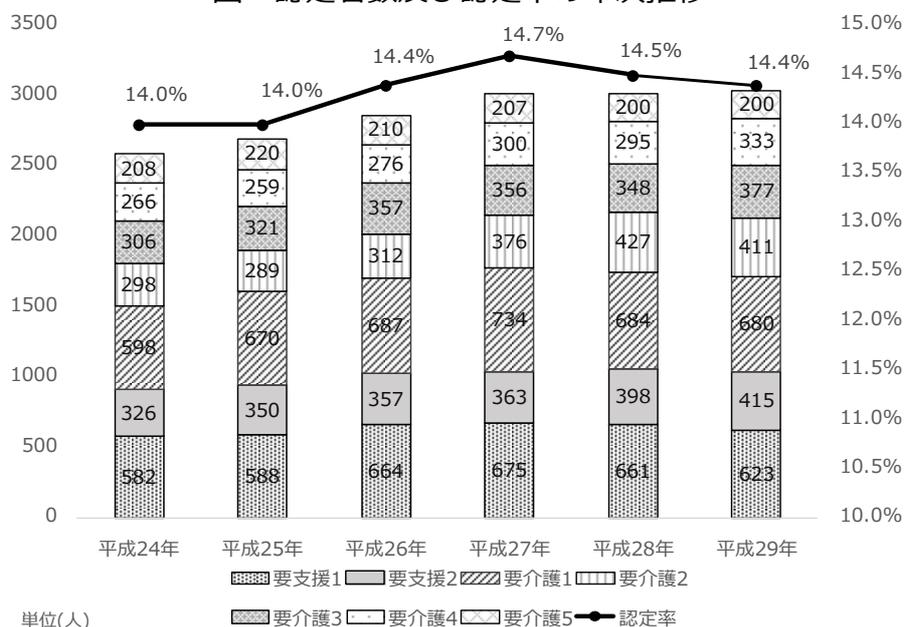
表 認定者数の年次推移

単位：人

認定区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	582	588	665	675	661	623
要支援2	326	350	358	363	398	415
要介護1	598	670	691	734	684	680
要介護2	298	289	312	376	427	411
要介護3	306	321	360	356	348	377
要介護4	266	259	276	300	295	333
要介護5	208	220	207	207	200	200
合計	2,584	2,697	2,869	3,011	3,013	3,039
認定率	14.0%	14.0%	14.4%	14.7%	14.5%	14.4%

資料：介護保険事業状況報告 月報（各年9月末日現在）

図 認定者数及び認定率の年次推移



2 人口及び要介護認定の将来推計

(1) 総人口の将来推計

総人口は、平成25年から平成29年までの住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法により推計しました。総人口は、平成37年で70,898人となり、年々減少すると推計します。高齢者人口は平成37年で20,932人、高齢化率は29.5%となると推計します。

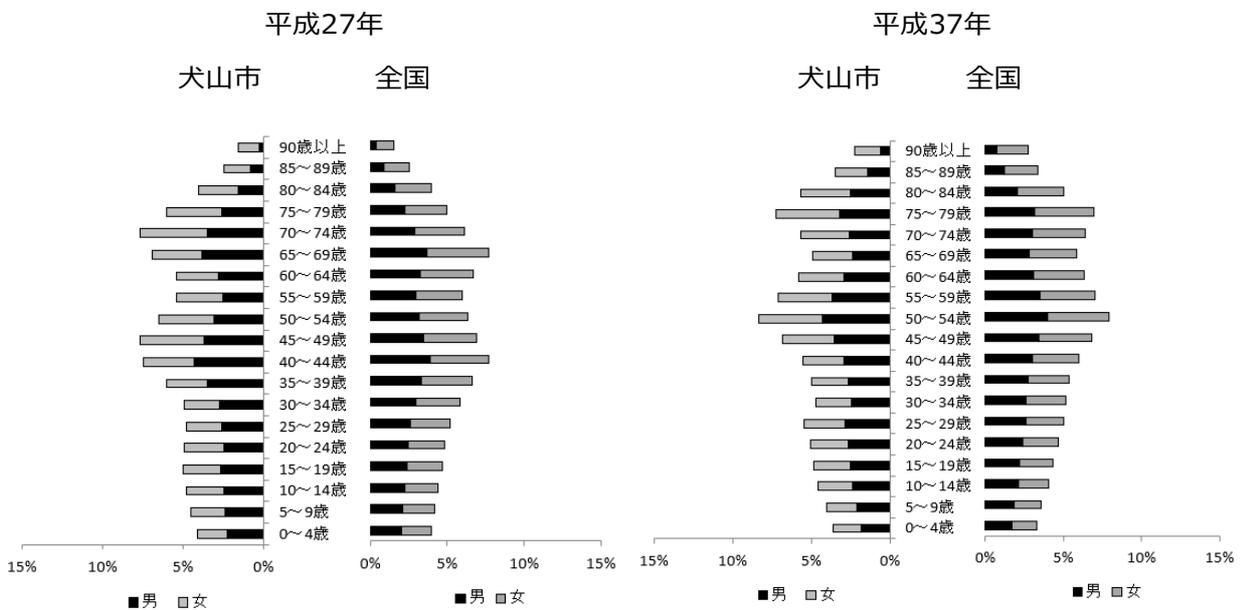
表 将来人口推計と高齢化率

単位：人

年齢階層	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
総人口	74,196	73,878	73,485	70,898
0～14歳（年少人口）	9,349	9,143	8,873	7,349
15～64歳（生産年齢人口）	43,568	43,363	43,227	42,617
65歳以上（高齢者人口）	21,279	21,372	21,385	20,932
高齢化率	28.7%	28.9%	29.1%	29.5%

※コーホート変化率法とは、各年の年齢階層毎の人口の変化率を算出し、統計的に将来人口を推計する方法です。
 ※住宅開発などの人口変化要因は、見込んでいません。

図 犬山市の人口ピラミッド



(2) 高齢者人口の将来推計

高齢者人口は、前期高齢者では平成37年で7,689人となり、年々減少すると推計します。
一方、後期高齢者は平成37年で13,243人となり、年々増加すると推計します。

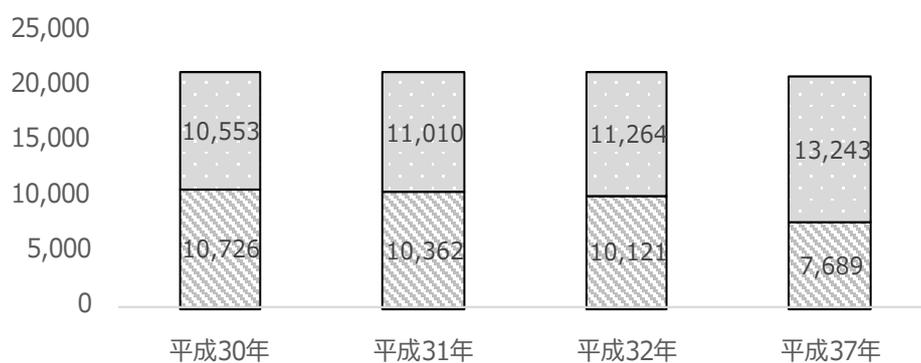
表 高齢者人口の推計

単位：人

年齢階層	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
総人口	74,196	73,878	73,485	70,898
65歳以上高齢者人口（再掲）	21,279	21,372	21,385	20,932
65～74歳（前期高齢者人口）	10,726	10,362	10,121	7,689
75歳以上（後期高齢者人口）	10,553	11,010	11,264	13,243

※住民基本台帳（各年9月末日現在）を基に推計

図 高齢者人口の推計



単位(人) ■ 65～74歳（前期高齢者人口） □ 75歳以上（後期高齢者人口）

(3) 被保険者数の推計

被保険者数は、平成30年から平成37年で、第1号被保険者が347人、第2号被保険者が171人減少し、被保険者全体では518人の減少と見込みます。

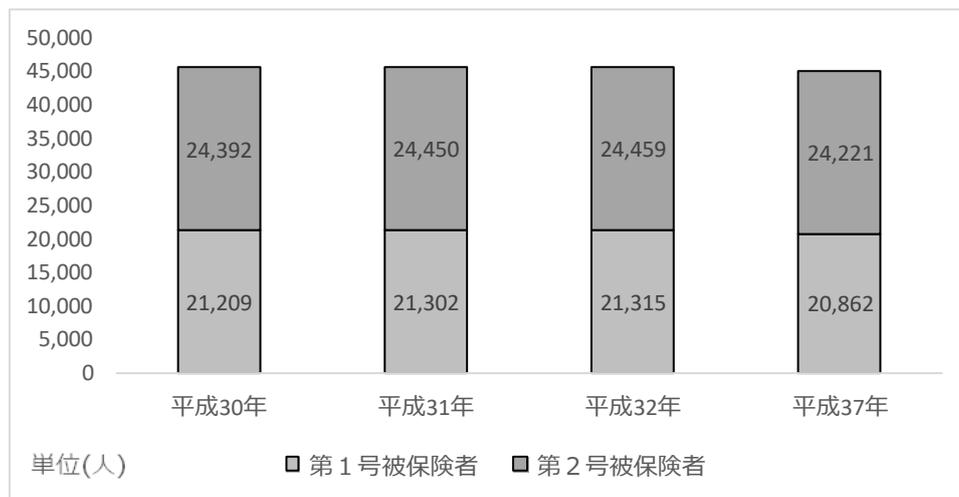
表 被保険者数の推計

単位：人

被保険者種別	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
被保険者数	45,601	45,752	45,774	45,083
第1号被保険者	21,209	21,302	21,315	20,862
第2号被保険者	24,392	24,450	24,459	24,221

※住民基本台帳（各年9月末日現在）を基に推計

図 被保険者数の推計



(4) 要介護認定者数の将来推計

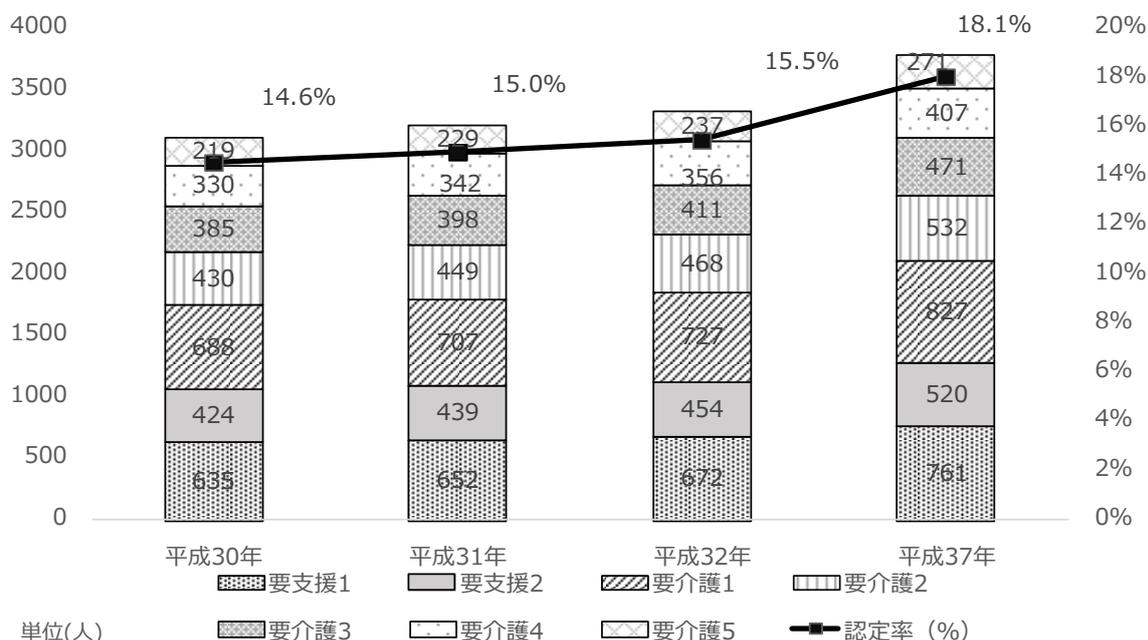
要介護認定者数については、平成27年から平成29年までの介護保険事業状況報告を基に、平成27年9月から平成29年9月の認定率の伸びから推計しました。認定者数は、平成30年から平成32年で、214人の増加と見込みます。要支援・要介護度別にみると、平成30年から平成32年で、要支援1は37人、要支援2は30人、要介護1は39人、要介護2は38人、要介護3は26人、要介護4は26人、要介護5は18人の増加と見込みます。認定率は、平成30年では14.6%で、平成32年では15.5%と0.9ポイントの増加と見込みます。

表 認定者数の推計

単位：人

認定区分	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
要支援1	635	652	672	761
要支援2	424	439	454	520
要介護1	688	707	727	827
要介護2	430	449	468	532
要介護3	385	398	411	471
要介護4	330	342	356	407
要介護5	219	229	237	271
合計	3,111	3,216	3,325	3,789
認定率 (%)	14.6%	15.0%	15.5%	18.1%

図 認定者数の推計



3 重点課題

(1) 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進

日常生活圏域ニーズ調査のほか、地域ケア会議、随時の調査などをもとに、市内の要介護認定者及び要介護認定を受けていない人の状態やニーズを随時収集し、常にPDCAサイクルに従い、より効果的、効率的な介護保険事業を進めます。

(2) 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進

地域共生社会とは、高齢者、障害者、子どもなど地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら活躍できる地域コミュニティであり、この実現を目指します。多様な人との関わりやつながりが高齢者の支援にとっても有効であることから、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等を含めた対象を限定しない豊かな地域づくりを推進するとともに、子育て支援施策や障害者施策等と連携し、柔軟な事業実施に心がけ、支援体制を強化します。

(3) 介護を行う家族への支援や認知症施策の推進

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざします。医療と介護の連携のもとに、認知症の人や家族に対して個別の訪問を行い適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」や、医療機関・介護サービス事業所及び地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を配置し、この取組みを推進します。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

地域包括ケアシステムの更なる構築に向けて、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりの強化を推進します。医療・介護の連携に向けて、医療関係者と介護関係者の情報交換の場の確保や、多職種連携交流の場づくりなど、情報を共有する仕組みづくりを推進します。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「いきいき あんしん 健康長寿のまち 犬山」

本計画は、第5次犬山市総合計画で目指すまちの姿とした「人が輝き 地域と生きる "わ" のまち 犬山」のもと、現行の第7次犬山市高齢者福祉計画・第6次犬山市介護保険事業計画の基本理念である「健康で生きがいのある長寿社会をめざして」の考え方を踏襲し、本計画の基本理念を、「いきいき あんしん 健康長寿のまち 犬山」としました。第一には、高齢期を健やかに「いきいき」と、豊さも備えた「健康長寿」を目指します。必要な時に必要なサービスが利用でき、その体制を知り、信頼して、「あんしん」を感じられるものとなります。そして平成29年の介護保険法改定で加えられた「地域共生社会」の考え方を踏まえ、「まち」の言葉を大切にしながら、本市らしさをより明確に表すよう「犬山」という言葉を使い、できるだけ簡潔に示しました。

2 基本目標

基本目標 1. 安心できる暮らしの継続と生きがいづくり

住み慣れた地域で、それぞれの心身の状態や社会的環境の中、できるだけ自分らしく、生き生きと暮らせるよう、多様なライフスタイルに合わせ、健康づくり、つながりづくり、生きがいづくり等に参加しやすい場を確保します。これらは受動的な場だけでなく、これまで培われてきた知識や経験を活かし、主体的に参加できるように支援します。

また、病気やけがによって要介護状態になった時は、必要な介護サービスが利用できる体制を整えます。そして、元気な時から介護を要する時まで、日頃の生活の中で互いに助け合い、支え合える地域を目指し、心身の状態や社会的環境に関わらず、いつでも安心して暮らせるまちづくりを進めます。

そのために、社会福祉協議会や社会福祉法人、老人クラブ連合会、シルバー人材センター、民生児童委員、地域サロンや民間の活動など、様々な社会資源とのつながりを広げます。

基本目標 2. 介護予防の推進と地域における包括的・継続的な

ケアマネジメント

介護保険法第2条では、被保険者における要介護状態の軽減や悪化防止、要介護状態となることの予防を行うことが明示されています。まずは、健やかであるように、早期からの生活習慣病予防や、介護予防を進められるよう、気軽に健康づくり、介護予防に取り組めるような環境づくりを進めます。

行政においては、市民が「我が事・丸ごと」として相談できるよう、高齢者、障害者、児童等を含めた対象者を限定しない総合的な相談窓口の整備と、支援体制を整えます。在宅医療と介護の連携や、地域包括支援センターを機能強化するなど、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を一つの目標時期として、「住まい」、「予防」、「生活支援」、「医療」、「介護」を一体的に提供する地域包括ケアシステム構築を推進します。

特に、高齢化に伴い増加している認知症の方や介護者を支援するため、認知症施策については、強く推進します。

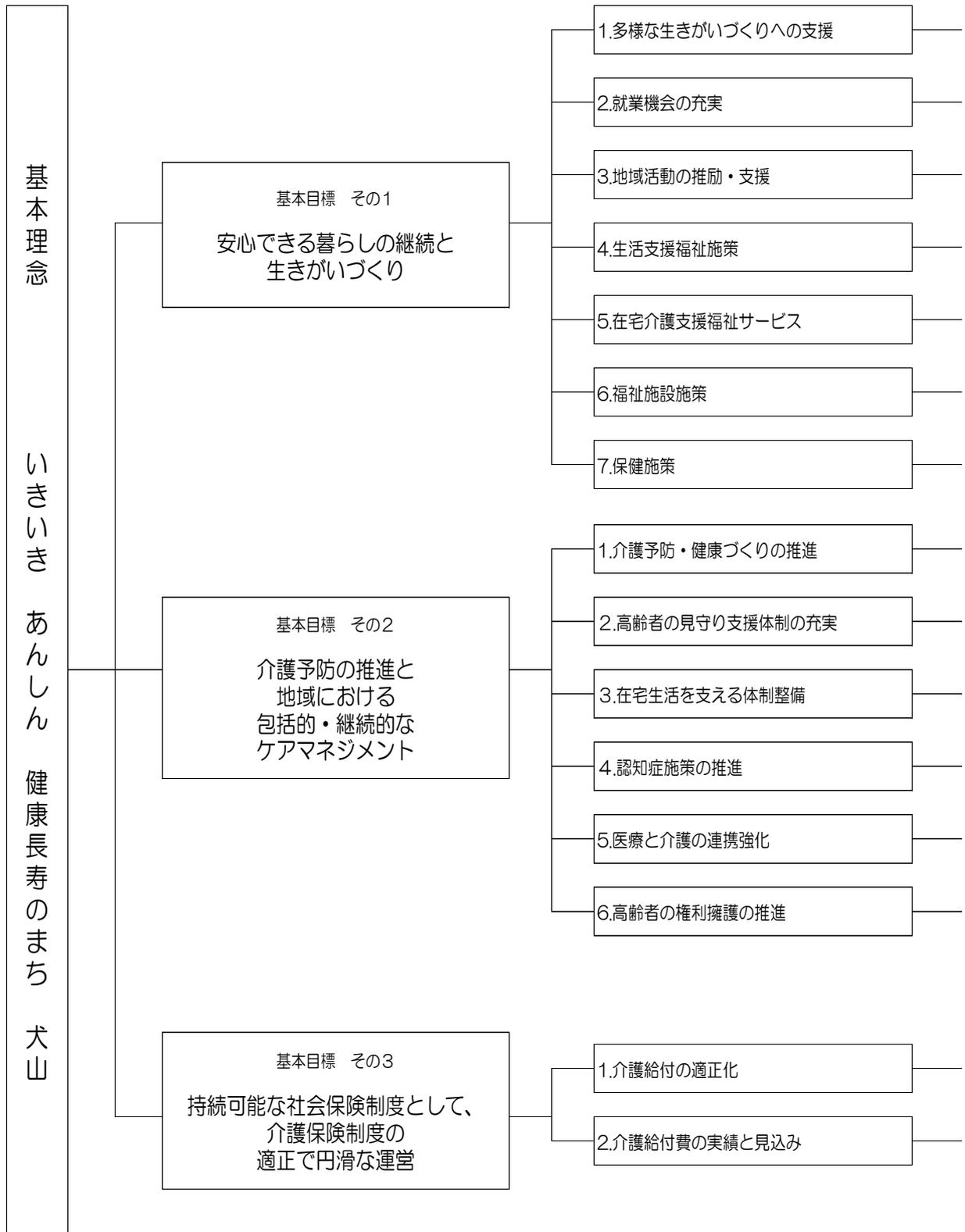
基本目標 3. 持続可能な社会保険制度として、

介護保険制度の適正で円滑な運営

介護が必要な時、一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じ、支援を受けてより健やかに、自分らしく暮らせるよう、居宅サービス、施設サービス、地域密着サービス、その他のサービスなど、最適な介護保険サービスを提供します。

そして、介護保険が持続可能な制度として運営できるよう、制度に関する普及啓発に努めるとともに、公平・公正なサービスを提供し、介護給付の適正化や介護保険料の収納率向上に取り組むなど、介護保険制度の信頼を高めます。また、介護サービス事業者に対する指導監督を行うとともに、愛知県や介護サービス事業者などの関係機関と連携して、サービス提供に携わる人材の養成や修行後の資質向上のための研修の推進、苦情処理、介護相談員の派遣など介護サービスの質の向上に向けた取り組みを進めます。

3 計画の体系



—	○生涯学習事業の推進 ○さくら工房の活用 ○生涯スポーツの促進
—	○シルバー人材センターの活用 ○高齢者活動センターの活用
—	○老人クラブ活動の促進 ○老人福祉センター・老人憩の家 ○インフォーマルサービスの促進
—	○ひとり暮らし高齢者あんしんコール事業 ○緊急通報システム事業 ○高齢者タクシー料金助成事業 ○養護老人ホームショートステイ事業
—	○在宅要介護者介護手当支給事業 ○訪問理髪サービス ○車いす貸与事業
—	○養護老人ホーム入所措置
—	・健康づくり事業 ・介護予防事業
—	≪一般介護予防サービス≫○木曜サロン事業 ○筋カトレーニング教室 ○ボランティア養成講座 ≪介護予防・生活支援サービス≫○訪問型サービス ○通所型サービス
—	○高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の設置と機能強化 ○高齢者見守りネットワークの推進 ○避難行動要支援者支援制度の推進 ○徘徊高齢者情報提供サービス事業
—	○生活支援コーディネーターの設置 ○地域ケア会議 ○高齢者食事サービス事業 ○介護用品支給事業
—	○認知症ケアバス ○認知症サポーター養成講座 ○認知症カフェ ○認知症初期集中支援チーム
—	・あんしんネットワークの会（多職種連携会議）・在宅医療介護連携推進協議会
—	○虐待防止のための取り組み ○成年後見制度及び日常生活自立支援事業の推進
—	○要介護認定の適切な実施 ○ケアプランの点検 ○住宅改修の点検 ○福祉用具購入・貸与調査 ○縦覧点検・医療情報との突合 ○介護給付費通知 ○介護相談員派遣事業の推進
—	○介護給付費の実績と見込み ○地域支援事業費の見込み

第4章 施策の展開

基本目標 その1

安心できるくらしの継続と生きがいづくり

「健康とは、病気や障害の有無だけを指すのではなく、心身がバランスのとれた良好な状態であり、かつ社会的な充実も得られている状態」と第2次みんなで進めるいぬやま健康プラン21では定義されています。高齢期になっても健康で暮らしていくには心身の健康だけでなく、社会の中で役割を持ち、いきいきと張り合いのある生活を送ることも必要です。一人ひとりが充実した生活を送るには多様なニーズに応える必要があります。犬山市では以下の事業を推進していきます。

1. 多様な生きがいづくりへの支援

○生涯学習事業の推進

事業内容

「犬山市生涯学習基本構想・基本計画」において、本市の特性を活かした、学習の機会の提供と場の整備を充実させ、市民の学習ニーズに応じた学習基盤の拡充及び市民意識の高揚に努めています。

また、市民が積極的に学び、個性や能力を伸ばすとともに、学習の機会の提供と自主的なクラブ活動等を支援するために犬山、羽黒、楽田の3地区で、学習等供用施設、老人福祉センター、老人憩の家等を活用して高齢者教室を開催しています。

このような生涯学習事業を通じて、生きがいを持つことにより、健康の保持増進や介護予防を推進しています。

現状と評価

高齢者教室は、役員の担い手や新たな受講希望者がいないため各地区において存続が困難な状況となっています。しかし、生涯学習事業を通して生きがいづくりから健康づくりにつなげていくために、一人でも参加可能な介護予防や運動プログラムのメニュー、生涯学習講座などを増やしていくことが求められています。

表 高齢者教室の開催実績

実 績	平成27年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実績値	実績値	見込値
クラブ数 (件数)	22	17	17
延登録者数 (人)	286	242	220

方向性

高齢社会・情報社会の到来により生涯学習に対するニーズが多様化・高度化していることを受け、「いつでも・どこでも・だれでも」自らが学ぶことができる生涯学習環境を整え、地域のNPO法人や大学とも連携し、魅力ある事業を展開します。

また、ボランティア講師登録制度として、市民の特技、知識、経験を講師として生かしてもらうことにより、生きがいづくりの場の提供と、地域の人材育成と活用を積極的に進めていきます。

表 生涯学習事業概要

分 類	事 業 内 容
一般成人対象事業	犬山市民総合大学敬道館・公民館講座・高齢者教室・女性教室・大学との連携講座・ICT講習会・人材バンク事業（市民講師）・出前講座
芸術・文化振興事業	市民芸能祭・市民展・文化史料館特別展・文化会館自主事業
図書館事業	人形劇・お話し会・1日司書体験・各種作品展・ビデオ上映会・図書館・ボランティア養成講座・工作教室
その他	「犬山の社会教育」の発行

○さくら工房の活用

事業内容

さくら工房は、高齢者の生きがいづくりと健康増進を図るため、介護予防整備事業補助を受け、平成15年6月に開設しました。市民健康館との一体的な運営のもと、若年者や子どもたち等との世代間交流事業やものづくりを行っています。

表 施設概要

施設名	犬山さくら工房
所在地	犬山市大字前原字橋爪山15番地7
構造	木造平屋建
建物面積	371.87㎡
延べ床面積	290.88㎡ (内訳：陶芸工房51.25㎡、多目的工房51.25㎡、和室工房43.08㎡、ふれあいコーナー・ホール70.80㎡、管理人室・トイレ・倉庫等69.50㎡)

表 工房の主な教室

工房	教室名
陶芸工房	犬山焼教室、ろくろ専科教室、夜間陶芸教室など
多目的工房	革細工教室、絞り染物教室、織物教室、生け花教室、スタンドグラス教室など
和室工房	紙彩画教室、切り絵教室、パッチワーク教室、アートフラワー教室など

現状と評価

ものづくりを通じて認知症や閉じこもり等の介護予防効果が期待できる講座を開催するとともに、老人クラブとの連携をしています。講座受講者が年々、減少傾向にあり、受講率を上げていく必要があります。

表 さくら工房の受講実績

実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実績値	実績値	見込値
延受講者数（人）	4,020	3,125	3,000
延受講者数のうち高齢者数（人）	2,204	2,048	2,000

方向性

市民の声や市民代表等で構成する犬山市生きがいと健康づくり推進会議の意見を踏まえ、さくら工房において、生涯学習や介護予防に関する事業を継続していきます。

受講者を増やしていくために、講師や受講生等にアンケートを実施し、受講者のニーズを把握し、新規講座の開設や運営方法の改善などを図ります。

高齢者の多様な価値観に対応するため、常に講座内容の見直しや講座終了後もに続けられるシステムづくりを検討していきます。また、老人クラブとの連携を強化し、介護予防の拠点施設としての機能の強化を図り、介護予防を推進していきます。

○生涯スポーツの促進

事業内容

高齢者を対象に、健康の保持・増進や体力づくり、仲間づくりを目的に各種スポーツ行事などを開催し、参加促進を図っています。また、老人クラブでは、グラウンド・ゴルフやクロリティといったクラブ活動が盛んで、スポーツを通じた健康づくり、仲間づくりを活発に行っています。

表 スポーツ施設一覧

施設名	体育館・武道場・弓道場・体育センター・野外活動センター・木曾川犬山緑地公園・山の田公園（野球場、テニスコート）・羽黒中央公園多目的スポーツ広場・内田多目的公園テニスコート・犬山国際観光センター（フィットネス施設）
-----	--

現状と評価

高齢者の健康の保持・増進や体力づくり、仲間づくりのため、多様なスポーツ活動の振興を図っています。また、年齢に関係なく、安全・快適にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の充実を進めました。平成26年度には、羽黒中央公園多目的スポーツ広場を、平成28年度には市体育館を整備し、生涯スポーツを通じた市民の生きがいづくり、健康づくりに努めています。

方向性

年齢を問わず誰もが気軽に参加でき、楽しめる生涯スポーツや健康づくりの場を充実します。今後は、市体育館をスポーツの拠点施設とし、特定非営利活動法人犬山市体育協会やスポーツ推進委員をはじめ関係機関との連携を図りながら、生涯スポーツ社会の実現に向けた事業を展開していきます。

2. 就業機会の充実

○シルバー人材センターの活用

事業内容

退職後の高齢者に就労の機会を提供する犬山市シルバー人材センターの円滑な運営のための経費を補助することで、高齢者の働きやすい環境づくり、生きがいづくりを支援しています。

現状と評価

高齢者雇用安定法の改正により、高齢者を継続雇用する事業者が増えたことから、会員人数、会員就業件数は、減少しています。

会員とその就業機会を確保していく上で、会員のスキルアップにつながる支援や新たな事業の企画等を推進していくため、職員の質の向上が必要です。

表 シルバー人材センターの状況

実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実績値	実績値	見込値
会員人数（人）	872	856	835
会員就業件数（件）	5,946	5,711	5,573

方向性

市の補助金に頼らない自立した事業運営ができるよう、職員の意識改革と地域貢献を目的とした自主事業の創設、請負業務から派遣業務の開拓等の推進を促していきます。また、平成29年度から自主事業として農業事業を開始しており、事業運営が順調に展開できるように支援していきます。

○高齢者活動センターの活用

事業内容

高齢者活動センター及び作業所は、高齢者に就業の機会を提供するために設置された施設で、健康の増進と社会交流を図ることを目的として、簡単な作業を集団で行っています。

現状と評価

高齢者活動センター及び作業所における受注件数は減少しており、配分金額は、減少傾向です。会員の就業機会の確保をするためにも、企業からの下請け業務だけでなく、新たな事業を検討する必要があります。

表 高齢者活動センター事業の実績

実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実績値	実績値	見込値
配分金総額（千円）	5,240	4,183	3,136
月平均就業者数（人）	28.5	22.3	22.3

方向性

今後も高齢者の生きがいづくりの場として、高齢者のニーズに合わせた就労活動を支援する施設として必要と考えますが、施設の老朽化も進んでいるため、施設の統廃合と有効活用する方策を検討していきます。

3. 地域活動の奨励・支援

○老人クラブ活動の促進

事業内容

市内各地区の単位老人クラブでは、趣味の活動や教養講座などの受講のほか、社会奉仕活動や町内をはじめ地域行事への参加など、様々な活動を行っています。

現状と評価

会員数は年々減っています。高年齢者を継続雇用する事業者が増えたことや多趣味化により若年層の高齢者の加入が増えない状況にあります。役員等組織をまとめていく人材が不足していることも一因と思われます。

表 老人クラブの現状

実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実績値	実績値	見込値
会員数（人）	2,558 (男性 1,254 女性 1,304)	2,550 (男性 1,258 女性 1,292)	2,502 (男性 1,250 女性 1,252)
加入率（60歳以上人口）(%)	10.3	10.3	10.0
クラブ数（団体）	58クラブ	56クラブ	54クラブ

方向性

老人クラブ活動の三本柱である「健康」「友愛」「奉仕」の三本柱を基に、社会奉仕活動、町内活動への参加等、地域に根ざした活動を進めており、今後、高齢者が地域で生き生きと元気に暮らすための仕組みとして、地域における健康づくり活動の担い手として必要な団体です。

地域になくてはならない団体として、老人クラブのイメージアップを図るとともに、魅力ある団体となるよう支援していきます。

○老人福祉センター・老人憩の家

事業内容

老人福祉センターと老人憩の家は、趣味やレクリエーションなどを通じて健康の増進や教養の向上を図ることを目的として設置された施設で、地域での交流の場として活用されています。

また、町内会や子供会など、高齢者以外の団体利用も可能であり、地域の拠点施設としての役割も担っています。

表 老人福祉センター・老人憩の家 一覧 (平成29年度末現在)

区分	施設名	開設日	所在地
老人福祉センター (5)	長寿館	S45.10.1	大字犬山字北古券2番地
	羽黒老人福祉センター	S54.4.1	大字羽黒新田字中屋敷17番地1
	南老人福祉センター	S56.4.1	大字橋爪字巾屋敷56番地1
	楽田老人福祉センター	S57.4.1	字横町216番地6
	今井老人福祉センター	S59.4.1	大字今井字寺ノ前3番地17
老人憩の家 (7)	東部老人憩の家	S55.4.1	大字富岡字株池113番地1
	羽黒東部老人憩の家	S61.4.1	大字羽黒字水井戸30番地
	前原老人憩の家	H2.4.1	大字前原字横町1番地1
	内田老人憩の家	H3.4.1	大字犬山字大門先18番地
	五郎丸老人憩の家	H4.4.1	大字五郎丸字新田組67番地
	池野老人憩の家	H5.4.1	字内屋敷173番地
	犬山西老人憩の家	H6.4.1	上坂町二丁目213番地

現状と評価

この施設は、高齢者の生きがい・健康づくり活動や老人クラブ活動等に活用されています。

平成28年度から今井老人福祉センターにおいては、管理業務を地元のコミュニティ団体へ切り替えたことにより、地元高齢者等の利用が増え、利用人数も増加しています。

表 老人福祉センター・老人憩の家の利用実績

実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実績値	実績値	見込値
総延べ利用者数（人）	39,429	40,579	41,729
老人福祉センター延べ利用人数（人）	19,464	21,374	23,284
老人憩の家延べ利用人数（人）	19,965	19,205	18,445

方向性

計画的な修繕を進めるとともに、地域づくりの大切な拠点として、地域で活用してもらうため、高齢者のみならず若年世代も利用できるよう施設の用途や管理形態の見直しを図っていきます。

今井老人福祉センターは、高齢者以外の方も利用できるよう施設の用途変更を行います。

○インフォーマルサービスの促進

事業内容

在宅生活の継続には、現行の介護保険サービスではカバーできない問題も多々あります。それらを解決するには柔軟で多様性のあるサービスが求められています。行政によるサービスではないものをインフォーマルサービスと言い、地域住民やボランティア団体などが実施するサービスのことを指します。

現状と評価

シルバー人材センターが実施する家事援助サービス、地域住民や民生委員・児童委員、ボランティア団体等が実施しているサロン事業、老人クラブの友愛活動等がインフォーマルサービスに含まれます。各団体が継続している取り組みは一定の評価を得ています。

方向性

インフォーマルなサービスは地域包括ケアを構築する上で欠かせないものです。多様なニーズに応え、高齢者が安心して住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためにも、各団体が実施するサービスの情報収集を行うとともに連携を図ります。

4. 生活支援福祉施策

○ひとり暮らし高齢者あんしんコール事業

事業内容

虚弱なひとり暮らしの高齢者に直接電話をかけ安否確認を行います。

事業は、シルバー人材センターに委託し、シルバー会員が利用者の希望する日に利用者宅に電話をします。利用者負担は無料です。

現状と評価

利用者の大幅な増加はありませんが、利用者の多くは電話での会話を楽しみにしており、ひとり暮らしの高齢者の孤独感の緩和と事業受託者側の生きがいづくりにもなっています。

表 ひとり暮らし高齢者安否確認事業の実績

実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実績値	実績値	見込値
登録者数 (人)	61	65	69

方向性

事業としては継続していきますが、増加していくひとり暮らし高齢者の安否確認方法は検討が必要で、地域で住民同士が相互に確認し合うことのできる仕組み作りを考えていきます。

○緊急通報システム設置事業

事業内容

65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置することで、緊急時には消防署へ直接通報ができ、通報を受けた消防署で利用者宅や病歴などの情報も確認できるサービスです。

本人からの申請により緊急通報装置、ペンダント型端末機、見守りセンサー（人感センサー）をセットで設置します。利用者の負担費用は一月500円です。

現状と評価

設置台数の増加はありませんが、虚弱な高齢者が安心して在宅で生活していくために事業の継続は必要です。

表 緊急通報システム設置事業の実績

実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実績値	実績値	見込値
設置台数（台）	63	62	62

方向性

今後も増加が予測される虚弱な高齢者の安全確保と不安解消のためには必要な事業です。年々改良される機器の情報収集に努め、高齢者が利用しやすいサービスにしていくとともに、緊急事態にならないよう予防していくことも必要と考えていきます。

○高齢者タクシー料金助成事業

事業内容

85歳以上の高齢者では介護保険の要介護認定者が5割を占める現状から、外出する機会を増やし、社会参加を促進することにより、介護予防を図るため、85歳以上の高齢者に年間28枚のタクシー基本料金助成券を交付する事業です。

・利用交付枚数：年間28枚を限度（平成29年度から）

・利用できるタクシー会社

一般：名鉄タクシーグループ、尾張タクシーグループ、愛北乗用自動車(有)、鯨第一交通(株)

福祉：明依福祉タクシー、ゆうゆう福祉サービス、尾張介護タクシー、介護タクシーそよかぜ 外7社

現状と評価

平成26年度から配布枚数及び適正な利用を促すため事業の見直しを行い、利用枚数は減少しています。平成28年度にタクシーの基本料金の改正があり、平成29年度から配布枚数を増やしました。

表 高齢者タクシー料金助成事業の実績

実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実績値	実績値	見込値
対象者数（人）	2,442	2,502	2,597
発行人数（人）	1,142	1,197	1,240
利用枚数（枚）	11,198	10,805	10,334
1人あたり平均利用枚数（枚）	9.8	9.0	8.3

方向性

高齢者の外出を支援することで「元気高齢者」を増やすことにつながり、介護予防としての効果があるため、引き続き、事業を継続していきます。また、外出支援として、利用状況を把握し、適切に利用できるようサービス条件等を検討していきます。

○養護老人ホーム ショートステイ事業

事業内容

ショートステイ事業は、冠婚葬祭や病気等の家族の都合により、家庭で生活している高齢者を一時的に養護できない場合に、養護老人ホームで短期間養護するサービスです。

利用料として、一日あたり 1,730 円必要です。

現状と評価

利用件数は多くありませんが、高齢者虐待など緊急避難的な利用もあるため、今後も継続できるよう、居室の確保をはじめ、受入体制の整備が必要です。

表 養護老人ホームショートステイ事業の実績

実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実績値	実績値	見込値
利用件数 (件)	10	7	4
延利用期間 (日)	307	231	155

方向性

在宅で虚弱な高齢者を抱える家庭においては不可欠なサービスと考えます。平成 31 年度から養護老人ホームを民営化するため、新法人が運営する新施設において継続していきます。

5. 在宅介護支援福祉施策

○在宅要介護者介護手当支給事業

事業内容

採択要介護者介護手当支給事業は、在宅で寝たきり又は認知症の高齢者を介護している方を慰労し、介護にかかる経済的負担を軽減するため、月額5,000円を支給するものです。

現状と評価

支給件数は増加傾向ですが、介護者に対する支援事業のため、今後も継続していく必要があります。

表 在宅要介護者介護手当支給事業の実績

実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実績値	実績値	見込値
支給対象者数 (人)	123	139	155
年間支給総額 (円)	7,120,000	7,370,000	7,870,000

方向性

重度の要介護高齢者を在宅で介護している介護者にとって有効な支援事業と考えますので、引き続き、事業を継続していきます。必要に応じて、支給対象者の基準についての見直しを行うとともに、在宅介護を推進するため、事業の周知を図ります。

○訪問理髪サービス

事業内容

訪問理髪サービス事業は、寝たきり高齢者の保健衛生の向上と介護者の負担を軽減させるため、65歳以上の寝たきり等で理髪店に行くことが困難な高齢者の家庭に理・美容師が出向いて、調髪、顔剃り等のサービスを行う事業で、利用券を年間6枚（2か月で1枚）交付しています。

現状と評価

在宅の重度の要介護認定者を対象にしているため、入院や施設入所等により利用回数は増えていません。

表 訪問理髪サービス事業の実績

実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実績値	実績値	見込値
登録者数（人）	17	24	24
延利用回数（回）	82	67	54

方向性

重度の要介護高齢者を在宅で介護している家庭にとって、有効な支援であると考えますので、今後も事業の周知を行い、利用の拡大に努めていきます。

○車いす貸与事業

事業内容

車いす貸与事業は、病気やケガ等で一時的に車いすが必要な高齢者に対して、原則として3か月以内で車いすを無料貸与するサービスです。車いすは、市で購入したものや団体や個人から寄贈されたものを社会福祉協議会で貸出しています。

現状と評価

高齢者や要介護認定者の増加に伴い、利用者数も増加しています。

介護保険のレンタルサービスに比べ、短期間ではあるものの無料で利用できるため、増加していると思われます。

表 高齢者車いす貸与事業の実績

実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実績値	実績値	見込値
年間延利用者数（人）	229	278	327

方向性

一時的に車いすが必要になった高齢者へのサービスであり、今後も貸与期間の延長など利用しやすい事業として継続に努めます。

6. 福祉施設施策

○養護老人ホーム入所措置

事業内容

精神科医師や保健所長などで構成される老人ホーム入所判定委員会において、環境上の理由や経済的事情などで在宅での生活が困難であると判断された高齢者に対して、養護老人ホームへの入所措置を行います。

現状と評価

入所者数の増減はあまりなく、高齢化が進んでいます。

今後も高齢者の増加や核家族化の進展を主因に自活できない高齢者の増加が予測され、施設の必要性は高いと考えられます。

しかし、建物は築後40年以上が経過し老朽化が進んだため、平成29年度に民間事業者の公募を行い、平成31年度から運営を民営化します。

表 養護老人ホーム入所措置の実績

実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実績値	実績値	見込値
入所者（人）	20	17	17
うち市民の数（人）	20	17	17

方向性

事業者公募の結果、社会福祉法人ともいき福祉会に事業移管を予定し、平成30年度は、新施設の建築と事業の引継ぎを行い、平成31年度以降は法人が運営する養護老人ホームへ入所措置します。

7 保健施策

事業内容

高齢者を対象にした保健施策として、市民健康館を中心に、高齢者一人ひとりがいきいきとした生活を送るため、健康づくり事業と介護予防事業を行っています。

主な事業として、老人クラブ会員を対象にした木曜サロン事業では、健康づくり推進員による健康体操や、保健師・歯科衛生士等による健康講話、食生活改善推進員による健康を意識した食事の提供など、日常生活に健康づくりを取り入れやすいよう情報提供しています。

また、運動系の事業として、高齢者向けの筋力トレーニング講座や健康づくり推進員主体の各種健康体操を実施しています。また、時間や場所を選ばず気軽に取り組めるウォーキングは、骨粗しょう症予防や認知症予防にも一定の効果があることが研究結果で分かっているため、高齢者向けの運動として提唱し、定期的に市内を歩くウォーキング事業を行っています。

現状と評価

要介護認定者の原因疾患の第1位が筋・骨格系の疾患であるため、若いうちから筋力低下や骨粗しょう症の予防に取り組む必要があります。

特に運動と栄養、人との交流を重要視した取り組みを行っていますが、保健事業の参加者は経年的には横ばい状態です。

今後も高齢者人口が増えるため、健康寿命の延伸を図り、医療費の適正化を図る上でも、健康づくり、介護予防に積極的に参加する高齢者を増やす取り組みが必要です。

また、統計的にみると、糖尿病で医療機関にかかっている患者数が県平均より多いため、早くから糖尿病予防と重症化予防に力を入れていますが、高齢になると加齢による糖代謝が落ち、糖尿病になりやすい状況にあります。放置すると高血糖により血管が傷つき、動脈硬化による合併症がおこるため、高齢期の糖尿病対策が必要です。

方向性

高齢期の健康づくりと介護予防を進めていくとともに、地域においても高齢者の健康づくりを支援する事業を実施していきます。

基本目標その2

介護予防の推進と地域における包括的・継続的なケアマネジメント

1. 介護予防・健康づくりの推進

《一般介護予防サービス》

全ての高齢者を対象として、要介護状態となることを予防するために実施する事業です。高齢者あんしん相談センターや民生委員・児童委員等との連携のもと、介護予防が必要な高齢者を把握し介護予防教室や地域で実施している介護予防活動への参加を促します。

また、介護予防・健康づくりに関わるボランティアの育成や地域における住民主体の介護予防活動の支援を行い、高齢者が自ら介護予防に取り組めるような体制を整えます。

○木曜サロン事業

事業内容

町内等を単位とした単位老人クラブの高齢者を対象として、市民健康館において、保健師、栄養士や歯科衛生士、食生活改善推進員、健康づくり推進員と連携し、様々なプログラムを組み合わせ、1日コースの健康教室を開催しています。

現状と評価

要支援、要介護状態になることを防ぐためには、日ごろから健康づくりを意識し、介護予防に取り組むことが必要です。教室で学んだ介護予防の内容を、自宅に帰ってから高齢者が自ら取り組めるよう事業内容を工夫しています。

表 介護予防普及啓発事業の実績

実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実績値	実績値	見込値
開催日数 (日)	26	28	28
参加者数 (人)	563	597	600

方向性

高齢者が自ら介護予防に取り組む意識が高められるよう事業の内容を再検討していきます。また、老人クラブ連合会や運営に参画するボランティア団体との連携強化を図ります。

○筋力トレーニング教室

事業内容

65歳以上の市民を対象に、広報などで周知し、市民健康館において、自宅で気軽にできるトレーニング方法を指導するとともに、教室前後に体力チェックを行い個々の評価を行っています。

現状と評価

教室終了後には、継続した取り組みができるよう自主的な活動を行っているOBグループを紹介しています。また、参加したいと思える事業内容を検討していくことにより、健康に関心の低い高齢者をいかに取り込んで行くかが課題となっています。

表 筋力トレーニングの実績

実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実績値	実績値	見込値
利用延べ人数	191	161	131

方向性

高齢者が自分の健康状態を知り、健康保持のため、適切な運動処方を受けられる環境づくりと、筋力向上、有酸素運動の取り組みを今後も継続して実施していきます。

また、市民健康館だけでなく地域へ活動を広げていくとともに、健康に関心の低い高齢者も取り込んでいきます。

○ボランティア養成講座

事業内容

高齢者人口の増加や複雑化するニーズに対応するため、介護予防に関する多様な担い手の育成が求められており、介護予防に関する講義や実践等を行う養成講座を通し、地域で活躍するボランティアを養成しています。

現状と評価

健康づくり・介護予防に関わるボランティアとして、「食生活改善推進員」や「健康づくり推進員」を養成しています。ボランティアの養成は、毎年もしくは隔年の実施で、参加者が少ないのが現状ですが、ボランティア活動は自身の健康維持・介護予防及び社会参加・地域貢献を通した生きがいつくりになっています。

方向性

高齢者あんしん相談センターや民生委員・児童委員などと連携を図り、担い手の確保や活動内容の充実に向け、事業内容を見直していきます。

また、市民の健康づくり・介護予防の意識の醸成とともに、ボランティア自身が生き生きと活動していけるような活動内容、活動の場についても今後検討していきます。

《介護予防・生活支援サービス》

要支援1、要支援2の認定を受けた高齢者又は基本チェックリストによる判定で要支援・要介護となるリスクが高いと判定された高齢者（事業対象者）に対し、要介護状態になることの予防や悪化防止及び自立した日常生活の支援を行うことで、地域で生きがいのある生活が送れるよう支援します。

○訪問型サービス

事業内容

ホームヘルパー等が、事業対象者の自宅に訪問し本人の能力を最大限活用しながら、調理や掃除等を一緒に行いできることを増やすよう支援します。

現状と評価

平成29年4月から介護保険の介護予防訪問介護がこのサービスに移行しました。事業対象者の能力を引き出しながら、在宅生活の継続を支援しています。対象者が増加した場合も、希望時にサービスを提供することが必要です。

方向性

高齢者の増加に伴い、対象者の増加やニーズの多様化が見込まれるため、現在のサービスを継続しながら、地域の支えあいづくり等多様なサービスについて検討していきます。

○通所型サービス

事業内容

特定の施設等に通い、レクリエーションや体操等生活機能向上のための機能訓練や他者との交流を図ることで介護予防を行います。

現状と評価

平成29年4月から介護保険の介護予防通所介護がこのサービスに移行し、加えて介護予防通所介護の設置基準を緩和したサービスがあります。また、地域住民が自主的に公民館等で集いの場を開催されています。

今後は事業対象者が自宅から気軽に行ける場所でサービスが受けられる環境が望まれます。

方向性

高齢者の増加に伴い、事業対象者の増加が見込まれるため、現在のサービスを継続しながら、地域で集える場等多様なサービスについて検討していきます。

また、平成29年度より高齢者あんしん相談センターに配置した生活支援コーディネーターが中心となって地域での集いの場作りを支援していきます。

2. 高齢者の見守り支援体制の充実

○高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)の設置と機能強化

事業内容

高齢者を支える中核機関として高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）を市内5か所に設置しています。

表 高齢者あんしん相談センター 一覧 （平成29年度末現在）

センター名【担当地区】	所在地
犬山北地区高齢者あんしん相談センター 【犬山北地区】	犬山市福祉会館内
犬山南地区高齢者あんしん相談センター 【犬山南地区】	犬山市休日急病診療所併設
城東地区高齢者あんしん相談センター 【城東地区】	特別養護老人ホーム「ぬく森」内
羽黒・池野地区高齢者あんしん相談センター 【羽黒・池野地区】	介護老人保健施設 「フローレンス犬山」内
楽田地区高齢者あんしん相談センター 【楽田地区】	特別養護老人ホーム「犬山白寿苑」内

現状と評価

センターには、専門職員（主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師）の他、市独自の人員配置として、地域づくり担当を配置し、センターの機能強化を図っています。各職員が地域のネットワークを構築し、保健・医療・福祉に関する相談・支援等を包括的かつ継続的に支援をしています。

高齢者人口の増加に伴い、高齢者の抱えるニーズも多様化しており、個々に合わせた柔軟な対応が求められています。

◆主な事業内容

事業名	内容
総合相談支援業務	地域の高齢者の相談に応じ、関係機関と連携し、必要な支援を行うとともに、地域の実情を把握します。
介護予防ケアマネジメント	要支援者及び事業対象者に対し、関係機関と協働し、自立を促すとともに介護予防を行っていきます。
権利擁護業務	地域の関係機関と連携し、高齢者の財産や権利を守ります。
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	関係機関とのネットワーク構築や、地域の介護支援専門員への助言指導を実施します。

方向性

高齢者のニーズに合わせ、適切な支援をしていきます。また、地域の社会資源を結びつけ、包括的支援ができる体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）を進め、さらには、障害者や子供等の分野を超えた地域生活課題についても総合的に相談に応じ、関係機関との連絡調整ができる体制を目指していきます。

○高齢者見守りネットワークの推進

事業内容

高齢者の見守り体制の強化のため、民生委員・児童委員による見守り活動や高齢者あんしん相談センターによる訪問支援を行っています。

また、市内の新聞販売店などと「犬山市高齢者見守り支援ネットワーク事業協定を締結し、業務の中で関わる高齢者を見守り、異変に素早く対応できる体制を構築しています。

現状と評価

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加するなか、地域との交流がほとんどない高齢者が増えており、緊急時に対応することが困難な場合も多くみられ、見守り体制の推進が必要です。

平成25年3月に17事業所と協定を結び事業を開始しましたが、平成29年10月末現在43事業所と協定を結んで、支援体制を構築しています。

方向性

平常時の見守り活動において、個人情報観点から情報収集が難しい事が課題となっています。

高齢者の増加と核家族化の進行により、支援が必要な要介護高齢者が増加することが考えられます。そのため、日ごろから地域での見守りや様々な事業への参加、福祉・介護サービスの提供を通じた見守り、支援など、幾重ものネットワークにより、見守り体制の強化を図ります。

また、町内会などの地域の関係団体や、医療機関、介護サービス事業所、警察署、高齢者見守りネットワーク協定事業所等あらゆる機関との連携を強化しながら、地域ぐるみで高齢者の生活全般を支えていくための見守りネットワークを推進します。

○避難行動要支援者支援制度の推進

事業内容

平成23年度から実施していた災害時要援護者支援制度が、災害対策基本法の改正により平成29年度から変更となりました。

市への申請により登録した対象者名簿を作成し、地域の関係者へ配付すること、地域において平常時の見守りに活用するとともに、災害時の安否確認や避難支援が迅速に行われることを目的としています。

現状と評価

申請には、各個人ごとに避難行動計画の作成が必須となっており、より実効性の高い制度に変更されたことで、従来の制度で課題となっていた地域支援者の未登録はなくなりました。引き続き福祉課障害者担当、地域安全課防災担当と連携し、事業の周知を図る必要があります。

図 避難行動要支援者支援制度の実績

実績	平成29年9月現在					計
	要介護 3~5	身体障害者 手帳 1~3級 (内部障害除く)	療育手帳 A判定	精神障害者保 健福祉手帳 1級	その他 (難病患者など)	
登録者数(人)	45	91	5	2	8	151

方向性

あらゆる機会を通して、制度の周知を図り、支援を必要とする対象者の登録を促進します。また、関係者と協力し、地域における自助・互助の取り組みの強化に努めます。

○徘徊高齢者情報提供サービス事業

事業内容

G P Sを利用した専用端末機を貸与して、高齢者が所在不明となった場合に、端末機の位置情報を検索し、介護者に所在位置を提供しています。

- ・ 加入料金：市が負担
- ・ 基本料金（640円/月）、バッテリー交換費用（5,900円/基）：利用者負担

現状と評価

認知症高齢者に発信機を携帯させることが困難であったため、機器の小型化を図り、利用者は増加しています。当サービスにより徘徊高齢者の保護につなげたケースも発生しています。

表 徘徊高齢者情報提供サービス事業の実績

実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実績値	実績値	見込値
利用者数（人）	6	10	14

方向性

高齢化に伴い、認知症が原因で所在不明となる高齢者は、増加すると見込んでいます。現行の事業以外の対策についても、検討していきます。

3. 在宅生活を支える体制整備

○生活支援コーディネーターの設置

事業内容

住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるよう、地域における高齢者の生活を支える資源の開発、担い手の養成、関係者のネットワーク化等を行う専門職として、生活支援コーディネーターを設置しました。市町村区域で活動を行う第1層生活支援コーディネーターを公募により一名を選定し、日常生活圏域で活動を行う第2層生活支援コーディネーターを、市内5地区の高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）に一名ずつ配置しました。

現状と評価

現在、配置された第1層・第2層コーディネーターと共に地域における高齢者の生活支援サービス提供体制の構築に向けて、高齢者の生活を支える資源と地域課題の把握を行い、民生委員・児童委員だけでなく、地縁組織や各種団体など、様々な地域の関係者との関係づくりに努めています。

方向性

生活支援コーディネーターを中心に、関係機関と連携し、地域における課題解決の場として協議体を各地域に設置し、地域の実情に応じた体制づくりを進めます。地域の関係者に事業の周知を図ります。

表 生活支援コーディネーター配置一覧表（平成29年度末現在）

圏域	地区	所属
第1層	犬山市全域	一般社団法人和顔の輪
第2層	犬山北地区	医療法人ふなびきクリニック
	犬山南地区	社会医療法人志聖会
	城東地区	社会福祉法人ともいき福祉会
	羽黒・池野地区	医療法人啓友会
	楽田地区	社会福祉法人白寿苑

○地域ケア会議

事業内容

地域の高齢者及びその世帯を取り巻く課題が複雑化する中で、民生委員・児童委員や介護サービス事業所、近隣住民等の関係者を集め、個別ケースの支援内容の検討を行う地域ケア会議を、市や高齢者あんしん相談センターが主催で開催しています。地域ケア会議の開催を重ねることで、関係者間のネットワーク構築や地域課題の発見、資源開発等を行っていきます。

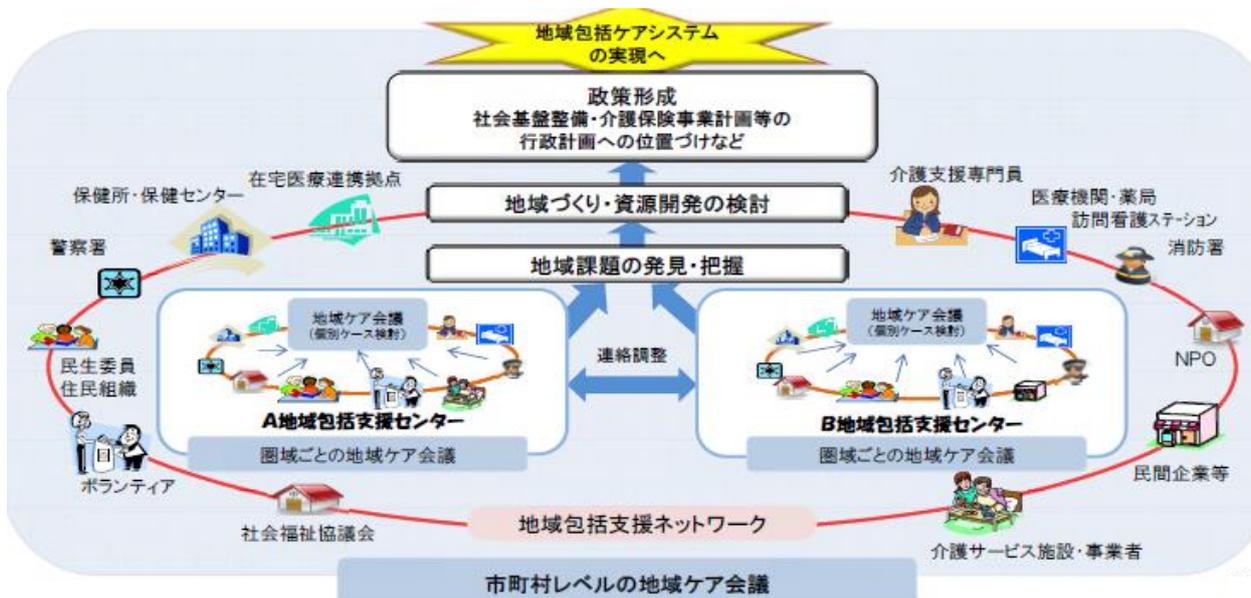
現状と評価

会議には地域住民等を交えて開催することが基本となりますが、個人情報等の守秘義務などの問題で地域住民の参加が少ないこと、会議の開催自体が少ないことが課題です。

方向性

住民や関係者に地域ケア会議の目的や機能等の周知を図るとともに、必要時会議への参加を促していきます。また、関係者間のネットワークや顔のみえる関係づくりを強化していくことで、支援の必要な個別ケースを早期に把握する体制を目指します。

図 地域ケア会議概念図



厚生労働省ホームページより出典

○高齢者食事サービス事業

事業内容

ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に対し、高齢者あんしん相談センターのアセスメントに基づき、平日週1回から5回まで曜日を決めて昼食を宅配するサービスです。定期的に利用状況等の確認を行うとともに、高齢者に合ったメニューを作成し、配達時には必ず声をかけて手渡しをしています。

- ・利用料：1食 400円 から 580円（平成29年度末現在）

現状と評価

高齢者の増加や、世帯構成の変化などにより利用者が増加しています。今後も増加が見込まれる中、食事内容に関する要望も多様化することが予想されます。

表 高齢者食事サービス事業の実績

実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実績値	実績値	見込値
登録者数（人）	76	87	98
延べ配食数（食）	11,291	12,989	14,687

方向性

虚弱な高齢者の健康維持や安否確認の役割もあり、今後も利用者の増加が見込まれます。利用者の食事に対する要望も多様化しているため、ニーズに対応できるよう、運用方法は随時見直しを行い、利用しやすい事業となるように検討していきます。また、事業を通じて、ひとり暮らし高齢者の栄養改善も図ります。

○介護用品支給事業

事業内容

介護用品支給事業は、在宅介護を支援する事業として、重度の要介護者を在宅で介護している住民税非課税世帯に対し、紙おむつ等の介護用品を支給しています。

給付対象品目：紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー

給付限度額：月額 8,300 円（年額 99,600 円）

給付方法：3か月を1単位として、4月、7月、10月、1月に給付

現状と評価

利用者数に大幅な変化は見られませんが、支給総額が減少傾向にあります。他サービスの状況も確認しつつ、低所得世帯を支援する事業として利用要件等を検討していく必要があります。

表 介護用品支給事業の実績

実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実績値	実績値	見込値
利用者数 (人)	3	5	7
支給総額 (円)	463,158	357,369	251,580

方向性

寝たきりなどの重度の要介護高齢者を在宅で介護している介護者の経済的負担の軽減を図るためにも必要な施策と考えますので、今後も事業を継続していきます。

また、給付品目についても、年々、介護用品の利便性が向上しており、給付品目の見直しや給付方法の検討を行っていきます。

4. 認知症施策の推進

○認知症ケアパス

事業内容

認知症は進行する病気であり、認知機能だけでなく身体機能も低下していく傾向がみられます。疾患の進行に伴って必要となる支援が徐々に異なってくるため、認知症の進行や状態に合わせ、いつ・どこでどんなサービス等を受けられるかを分かりやすくまとめた犬山市版認知症ケアパス「あんしん生活ガイドブック～認知症の人も支える人も～」を平成28年に作成しました。

現状と評価

「あんしん生活ガイドブック」は医療機関や介護サービス事業所、高齢者施設等へ配布し、市民が活用できるようにしました。

認知症の症状や経過、接し方の具体的なポイントをはじめ、公的サービスだけでなくインフォーマルなサービスも掲載しており、日々変化する状況に合わせ適切な医療・介護サービス等を選択することができるようになっていきます。

方向性

継続的に医療や介護、地域資源等の情報を把握し、より活用しやすいガイドブックとなるよう検討していきます。

また、ガイドブック作成を通してインフォーマルな資源も含めた社会資源の整理を行い、不足している資源を把握、開発に努めます。

○認知症サポーター養成講座

事業内容

認知症高齢者が増加する中、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域住民や企業に対して認知症の病態や認知症の方への接し方を学ぶための認知症サポーター養成講座を実施しています。

受講者は、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族をあたたく見守り、支援する「認知症サポーター」としての役割を担っています。

現状と評価

一般市民に対しては、認知症の症状や対応の方法など認知症に関する理解を深めてもらうと共に、高齢者に対しては認知症予防についての知識や早期診断、早期治療の重要性を含んだ講座内容としています。

老人クラブや民生委員・児童委員、町内会、地域サロン等での開催だけでなく、市役所や警察署、企業等でも実施しています。

表 認知症サポーター養成講座受講者実績

実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実績値	実績値	見込値
養成数 (人)	651	331	300

方向性

認知症の人がその人らしく住み慣れた地域で生活を継続するためには、周囲の理解が必要不可欠です。小中学校など若年層への普及も視野に、市内各地で講座を実施し、地域での見守り体制の充実を図るとともに、認知症の方やその家族を支える仕組みとして継続していきます。

○認知症カフェ

事業内容

認知症の方やその家族だけでなく、近所の方や事業所の方など、どなたでも参加できる集いの場として開催されています。本人は家族以外の人と交流するだけでなく、時には本人がスタッフとして活動し、役割を持つ場となることもあります。また、家族にとっては一緒に安心して参加でき、他の介護者との交流により、介護者の息抜きにもなっています。

現状と評価

市内では、介護サービス事業所が主体となり、平成29年現在3か所で認知症カフェが開催されています。認知症について、近所の方に知られたくないと思っている人も少なくなく、参加者が少ないのが現状です。

方向性

既存団体の取り組みが広がるよう支援方法を検討します。また、認知症カフェの存在や機能を周知するだけでなく、この事業を通じて認知症についての住民の理解を深めていき、地域で支える体制づくりを推進します。

○認知症初期集中支援チーム

事業内容

認知症の疑いがあるのに受診していない方、介護サービスが中断している方、認知症症状が顕著なため対応に苦慮している方などに対し、医師・看護師等の専門家が対象者へ訪問支援などを行い、適切な医療・介護サービスを受けられるよう専門チームを平成29年9月に立ち上げました。

現状と評価

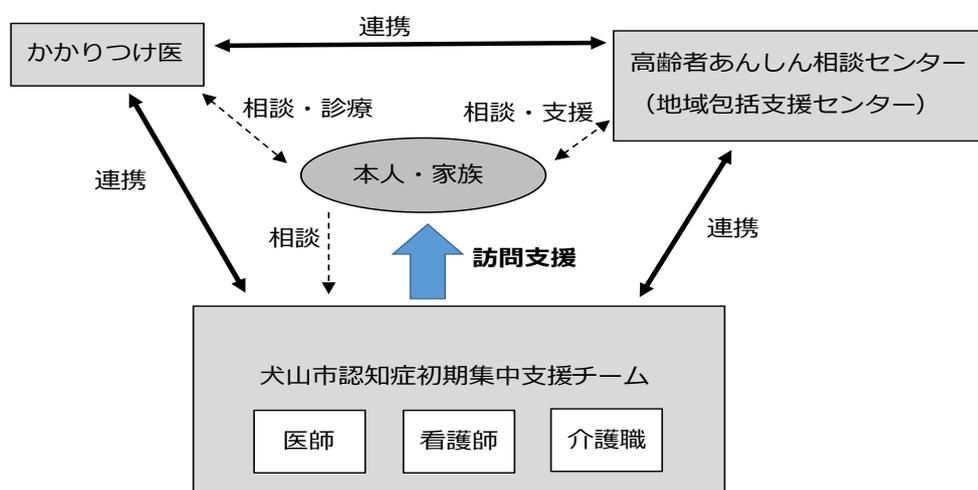
認知症専門医（認知症サポート医）、医療系専門職（看護師）、介護系専門職（介護福祉士）がチームを組んで活動しています。現在、訪問支援を行う事例は少ないですが、高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増えていくことが予想され、チームが支援すべき対象が増加してくると思われます。

方向性

認知症への理解が不足し、家族の認知症状を認めたくない、知られたくない等の理由で、相談や受診ができていないケースがまだまだ存在しています。個別ケースの問題を解決するとともに、地域や市全体の認知症に関わる課題を明確にし、認知症施策につなげていきます。

また、チームの周知や関係機関・地域の理解を深めることで、より一層初期の段階から認知症の方の支援ができる体制を整えます。

図 認知症初期集中支援チーム概念図



5. 医療と介護の連携強化

事業内容

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには医療と介護の連携が必要不可欠です。そのため、市内医療機関や訪問看護等の関係者と介護サービス事業所や介護支援専門員等の介護関係者の顔の見える関係づくりのための研修会・情報交換会を実施しています。

現状と評価

平成26年2月から医療や介護の関係職種が集まり研修・情報交換等を行う「あんしんネットワークの会（多職種連携会議）」を実施しています。また、平成29年度から犬山市在宅医療介護連携推進協議会を立ち上げ、医療と介護の代表者が医療介護連携の推進のための課題や今後の方向性等を検討しています。

方向性

平成30年度からは尾北医師会に在宅医療・介護連携推進事業を委託し、2市2町（犬山市、江南市、大口町、扶桑町）における連携を図ります。

また、切れ目のない支援ができるよう、引き続き関係機関と顔の見える関係づくりに努めていくとともに、課題や施策を検討していきます。

6. 高齢者の権利擁護の推進

○虐待防止のための取り組み

事業内容

高齢者が、住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、高齢者虐待を早期発見できるようネットワークづくりを進め、高齢者あんしん相談センターと協働し、高齢者及び養護者の支援を早期に行う体制づくりを推進しています。

現状と評価

虐待通報を受付けた際は、本人や家族等関係者へ確認をするとともに、必要時には分離措置を取れるよう関係機関と連携を図っています。個別事案に対し、担当者だけでなく、地域の関係者を含めた地域ケア会議を開催し、高齢者の安全確保と養護者の支援に務めています。虐待の背景が複雑化しており、法的観点からの支援が必要な事案が増加しているため、弁護士等の専門職からの助言も活用していきます。併せて、警察や保健所等を含む関係機関との連携を強化していくとともに虐待を疑う場合の通報義務について広く周知を図っていきます。

方向性

関係機関との連携を図り、高齢者の財産や権利を守るために制度の周知に努めるとともに、再発防止や予防に努めます。

○成年後見制度及び日常生活自立支援制度の推進

事業内容

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の低下した高齢者や障害者の不動産・預貯金などの財産や安心・安全な生活を維持していくための権利を守るために、関係者と連携して成年後見制度等の利用のための支援を行っています。

現状と評価

判断能力の低下した高齢者や障害者の財産や権利を守るために関係者と協力し、制度の周知を図るとともに、必要時には市長申立を行っています。

判断能力が多少あるものの財産管理に不安を感じている高齢者に対しては、日常生活自立支援事業（利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。主に社会福祉協議会が窓口となっている。）につなげるよう支援をしています。

親族が遠方であったり、身近にいても関係が良好でなく親族の支援が望めないケースが増えています。消費者被害も増加しており、制度の利用を含め、高齢者の権利擁護への対応が課題です。関係機関との連携を強化し、迅速に対応できる体制を構築していきます。

方向性

関係機関との連携を図り、高齢者の財産や権利を守るために制度の周知に努めます。

基本目標その3

持続可能な社会保険制度として、介護保険制度の適正で円滑な運営

1. 介護給付の適正化

介護給付の適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、必要とするサービスを過不足なく適正に提供できるようサービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

○要介護認定の適切な実施

要介護認定の認定調査の内容について点検し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

本市においては、介護保険制度開始準備期間である平成 11 年 10 月の認定調査開始当初から、市の調査員が全件認定調査（遠隔地を除く）を行っています。認定調査の質の確保については、調査員に対して、県及び内部で定期的に研修を実施し、併せて調査内容を調査員以外のものによって全件点検を行うことで、調査水準が同一となるよう努めています。

また、介護認定審査会に調査員が同席し、審査判定に際しての調査結果の疑義に対応し、審査情報の提供に努めています。

表 要介護認定の適正化

単位：件

項目	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
介護認定申請件数	3,080	3,160	3,210
訪問調査票の点検数	3,080	3,160	3,210

○ケアプランの点検

事業所を訪問し、ケアマネジャーが作成したケアプランの内容について、資料提出を求め点検を行うことで、利用者が本当に必要とするサービスを確認するとともに、利用者の状態に適合していないサービス提供を改善します。

表 ケアプランの点検

単位：件

項目	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
事業所訪問数	20	20	20
ケアプラン点検数	200	220	240

○住宅改修の点検

改修工事を行う利用者宅を訪問し、現況確認（20万円以上の工事）や工事見積書の点検等を行って利用者の状態にそぐわない不要な住宅改修がないかを確認します。

表 住宅改修の点検

単位：件

項目	平成30年	平成31年	平成32年
住宅改修実施件数	312	324	336
訪問調査による点検数	15	16	17
書面による点検数(写真及び見積書等)	312	324	336

○福祉用具購入・貸与調査

福祉用具購入者及び福祉用具貸与の利用者に対し、必要性や利用状況等について点検することにより、不要な福祉用具・貸与をなくし、利用者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

表 福祉用具購入・貸与調査

単位：件

項目	平成30年	平成31年	平成32年
福祉用具購入件数	252	276	300
書面による点検数(製品仕様・金額・購入理由等)	252	276	300

○縦覧点検・医療情報との突合

愛知県国民健康保険団体連合会からの介護報酬の支払い状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を毎月行い、請求内容の誤り等を適切に処理します。

また、医療と介護の給付情報を突合し、サービスの整合性の点検も行います。

○介護給付費通知

利用者に対し、9月と3月の年2回、半年分の介護報酬の請求や費用の給付状況等について通知することにより、適切なサービスの利用と提供を普及啓発します。

○介護相談員派遣事業の推進

介護相談員を市内の介護事業所に派遣し、利用者の話を聞き、相談に応じる等の活動を行い、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた介護事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的としています。

本市では、平成 13 年 8 月から実施しており、4 名の相談員が国の定める研修を受講し、活動を行っています。

表 介護相談員派遣事業所数

単位：箇所

項 目	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
年間派遣事業所数	72	72	72

2. 介護給付費の実績と見込み

○介護給付費の実績と見込み

介護給付費の実績をみると、平成 27 年度から 28 年度にかけての伸び率は、前年度比で 101.45%と若干の増加に留まっていますが、平成 28 年度から 29 年度にかけての伸び率の見込みは、107.63%と増加傾向にあり、今後も、介護給付費は増加し続けると見込みます。

表 介護給付費の実績

単位：円

項目	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	実績値	伸び率 (前年度比)	実績値	伸び率 (前年度比)	実績見込値	伸び率 (前年度比)
総給付費	3,777,278,609	102.98%	3,836,313,514	101.56%	4,112,083,902	107.19%
特定入所者介護サービス費	140,771,876	105.25%	129,019,104	91.65%	130,924,134	101.48%
高額介護サービス費 (高額医療合算含む)	75,414,192	113.86%	86,173,499	114.27%	117,927,620	136.85%
審査支払手数料	2,458,034	76.03%	2,517,299	102.41%	2,551,654	101.36%
標準給付費 (合計)	3,995,922,711	103.22%	4,054,023,416	101.45%	4,363,487,310	107.63%

表 介護給付費の見込み

単位：円

項目	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	計画値	伸び率 (前年度比)	計画値	伸び率 (前年度比)	計画値	伸び率 (前年度比)
総給付費	4,519,679,847	109.91%	4,871,559,316	107.79%	5,236,076,786	107.48%
特定入所者介護サービス費	169,120,818	129.17%	180,877,616	106.95%	192,329,017	106.33%
高額介護サービス費 (高額医療合算含む)	103,056,213	87.39%	110,220,388	106.95%	117,198,464	106.33%
審査支払手数料	2,579,496	101.09%	2,643,229	102.47%	2,708,537	102.47%
標準給付費 (合計)	4,794,436,374	109.88%	5,165,300,549	107.74%	5,548,312,804	107.42%

※介護給付費の計画値は、国の介護報酬改定等により、変更していきます。

○地域支援事業費の見込み

地域支援事業は、介護や支援が必要になるおそれがあると考えられる人に対する介護予防事業です。

単位：円

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	計画値	計画値	計画値
介護予防・日常生活支援総合事業費	185,697,168	198,695,969	211,379,297
包括的支援事業・任意事業費	136,346,000	138,176,801	139,088,801
地域支援事業費	322,043,168	336,872,770	350,468,098

※地域支援事業費の計画値は、国の介護報酬改定等により、変更していきます。